

令和 4 年度

トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託  
(分割 3 号)

特記仕様書

令和 4 年 6 月

公益財団法人  
群馬県建設技術センター

# 第1章 総則

## 第1条 適用

本特記仕様書は、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下、「センター」という。）が実施する『令和4年度 トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（分割3号）』（以下、「本業務」という。）に適用する。

## 第2条 通則

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び設計業務委託仕様書によるほか、次に示す図書に基づくものとする。

### (1) インフラ長寿命化基本計画

（平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡協議会）

### (2) 道路トンネル定期点検要領

（平成31年2月 国土交通省 道路局）

### (3) 道路トンネル定期点検要領

（平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）

## 第3条 目的

本業務は、市町村が管理するトンネルの点検結果に基づき、将来にわたるトンネルの点検・診断、補修等の維持管理に要する費用を縮減・平準化する適切な維持管理手法を立案し、管理トンネルの長寿命化を図るために必要な計画を策定するものである。

また、国交省通達により、道路メンテナンス事業補助制度において、優先的な支援を受けるための新技術等の活用に関しても計画に反映させる必要がある。

## 第4条 履行期限

本業務は、令和4年11月30日までとしているが、履行期限終期日までに完成検査まで完了させること。

## 第5条 管理技術者・照査技術者

管理技術者及び照査技術者は、技術士（トンネル）又は（鋼構造・コンクリート）、RCM（トンネル）又は（鋼構造・コンクリート）のうちいずれかの保有者とし、トンネルの長寿命化修繕計画策定を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者とする。

なお、原則、管理技術者と照査技術者を同一の技術者が兼任することは認めない。

## 第2章 業務内容

### 第6条 業務内容

#### (1) 業務計画書の作成

本業務を円滑に遂行するため、作業計画及び作業工程の立案、適切な人員配置等の調整を行い、業務計画書をとりまとめ、契約締結後14日以内に監督員に提出しなければならない。

#### (2) 既存データの収集整理

トンネルの維持管理に必要となる資料の収集を行うものとする。道路の重要度を把握する目的から、上位関連計画や緊急輸送道、通学路、バス路線等の情報を収集するものとする。

#### (3) 基本方針及び優先度指標の検討

トンネルの形状、位置及び第三者被害の可能性を考慮した維持管理における基本方針を作成するものとする。また、トンネル本体および附属物の損傷状況に加え、道路の重要度（緊急輸送路、避難路、通学路、バス路線、交通量、周辺施設等）を考慮した優先度指標の検討を行うものとする。

#### (4) 劣化予測手法の検討

各部材の修繕時期を推定するための方法（劣化予測の方法や交換周期の設定など）について検討を行う。修繕時期の考え方や修繕の判定については、その基本的な考え方を整理する。

#### (5) 修繕計画の策定

##### 1) 修繕内容の検討

想定される部材の劣化・損傷に対して標準的な修繕工法の選定を行う。

##### 2) 修繕優先度の検討

修繕を実施する際のトンネル毎の優先順位付けの方法について、検討を行う。

また、その優先順位付けの方法により、各トンネルの優先順位づけを実施する。

##### 3) 長寿命化修繕計画の策定

基本方針、点検結果、劣化予測、修繕の優先度により、点検・修繕・更新時期の検討結果等をもとにライフサイクルコストを算出し、今後50年間の長期的計画を策定する。なお、計画の策定において、対策実施時期の集中が生じた場合は、修繕優先度に基づき予算の平準化を実施する。

#### 4) 効果の検証

長寿命化修繕計画により得られるコスト縮減について、従来型の事後保全的な維持管理方法と比較し、その効果を明確にする。

#### (6) 公表用資料の作成

市町村のホームページに公開する修繕計画の公表用資料の作成を行う。  
公表用資料等の内容については監督員と協議して決定するものとする。

#### (7) 補修箇所図作成

道路トンネル定期点検データを活用し、修繕計画の結果を年次ごとに色分け表示した補修箇所図を作成するものとする。

#### (8) 新技術の活用検討

現場条件や構造等を十分に把握したうえで、新技術の特性及び仕様を勘案し、選定理由と活用範囲、活用目的を取りまとめ、新技術の活用を提案するものとする。

#### (9) コスト縮減検討

維持管理費用（点検費用、補修費用並びに長寿命化によるコスト縮減など）のコスト縮減効果を明確にする。

##### 1) トンネル長寿命化計画によるコスト縮減

（5）修繕計画の策定 4) 効果の検証で明確にしたコスト縮減の目標値を提案する。

##### 2) 新技術の活用によるコスト縮減

（8）新技術の活用で提案したコスト縮減の目標値を提案する。

#### (10) 報告書作成

上記の長寿命化修繕計画更新の検討内容等について取りまとめ、提出すること。

また、市町村内部で本計画を審議するためのトンネル長寿命化計画をまとめた冊子を作成すること。

### 第7条 打合せ協議

本業務を円滑に進めるために原則として、業務着手時、中間時に行うものとするが、必要に応じて適宜実施するものとする。また、業務着手時は管理技術者が立ち会うものとする。

業務完了時の各市町村への成果物の納品はセンターにて実施することから、本業務の全体の概要説明資料を作成し、センターへ提出すること。

## 第8条 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書（センター） 1部
- (2) 報告書（市町村） 各1部
- (3) 電子媒体 各1部
- (4) その他監督員の指示した資料

業務履行中、監督員より中間成果を求められた場合には、速やかに提出する。

## 第9条 その他

1. 本業務にあたっては、新型コロナウイルス対策を行った上で業務を遂行すること。
2. 本仕様書に定めのない事項については、監督員と別途協議を行うこと。